

宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員会設置要領

(設置)

第1条 ニュージーランド国に派遣する宗像市少年少女海外派遣使節団の団員を選考するため、宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 選考時における面接審査
- (2) 使節団員の選考及び決定
- (3) その他選考に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 選考委員会は、子ども部長、教育部理事兼主幹指導主事、社会教育主事、当該年度ニュージーランド交流受入中学校校長各1人及び宗像市教育委員会委員から1人選出し、5人で構成する。

2 選考委員会の委員は、団員が決定したとき、その任を解くものとする。

(会議)

第4条 選考委員会の会議は、子ども部長が招集し、その委員長となる。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 選考委員会の議事は、原則として、出席委員全員の合意により決するものとする。

(事務局)

第5条 選考委員会の事務局は、子ども部子ども育成課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会においてこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月20日から施行する。
(宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員会設置要綱の廃止)
- 2 宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員会設置要綱は平成23年4月19日をもって、廃止する。
- 3 この要領は、平成24年4月10日から施行する。
- 4 この要領は、平成25年4月23日から施行する。

宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員会設置要領

(設置)

第1条 ニュージーランド国に派遣する宗像市少年少女海外派遣使節団の団員を選考するため、宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 選考時における面接審査
- (2) 使節団員の選考及び決定
- (3) その他選考に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 選考委員会は、子ども部長、教育部理事兼主幹指導主事、当該年度ニュージーランド交流受入中学校校長各1人及び宗像市教育委員会委員、福岡県立少年自然の家「玄海の家」職員からそれぞれ1人選出し、5人で構成する。

2 選考委員会の委員は、団員が決定したとき、その任を解くものとする。

(会議)

第4条 選考委員会の会議は、子ども部長が招集し、その委員長となる。

2 選考委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 選考委員会の議事は、原則として、出席委員全員の合意により決するものとする。

(事務局)

第5条 選考委員会の事務局は、子ども部子ども育成課に置く。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会においてこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月20日から施行する。

(宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員会設置要綱の廃止)

2 宗像市少年少女海外派遣使節団選考委員会設置要綱は平成23年4月19日をもって、廃止する。

3 この要領は、平成24年4月10日から施行する。